

## ○防災集団移転促進事業費補助金交付要綱

〔制定：昭和48年2月15日 自治疎第4号〕  
自治事務次官

最終改正：平成17年4月1日 国都地第156号  
国土交通事務次官

### (趣 旨)

第1 この要綱は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下「法」という。）の規定により、集団移転促進事業を行う地方公共団体に対する防災集団移転促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）並びにこれらの法律に基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第7条各号に掲げる経費に係る事業とする。

### (補助事業者)

第3 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、法第6条第1項又は第2項の規定に基づき、法第2条第2項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県とする。

### (補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第一に掲げる経費とする。

### (補助率)

第5 補助率は、補助対象経費の4分の3とする。

### (補助金の交付の申請)

第6 補助金の交付の申請は、防災集団移転促進事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を所定の期日までに副本1通を添えて国土交通大臣に提出して行うものとする。

(補助金の交付の決定)

第7 国土交通大臣は、第6の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、別表第二に定める条件その他の補助金の執行の適正化を図るために必要な条件を附して、補助金の交付の決定をし、速やかに防災集団移転促進事業費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる申請書を副本1通を添えて国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 1 別表第一に掲げる経費の区分に係る補助対象経費の配分の変更をしようとする場合                           | 防災集団移転促進事業費補助金経費配分変更承認申請書(別記第3号様式) |
| 2 補助事業の内容の変更(法第3条第6項に規定する軽微な変更に係るもので補助金の額の増加を生じないものを除く。)をしようとする場合 | 防災集団移転促進事業費補助金内容変更承認申請書(別記第4号様式)   |
| 3 補助事業の中止又は廃止をしようとする場合  | 防災集団移転促進事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)     |

(補助事業が完了しない場合等の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに防災集団移転促進事業未完了報告書(別記第6号様式)を副本1通を添えて国土交通大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、補助金の交付の決定の日から起算して15日を経過した日とする。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、この期日を変更することができる。

(状況報告)

第11 補助事業者は、国土交通大臣の指示を受けた場合には防災集団移転促進事業遂行状況報告書（別記第7号様式）を副本1通を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12 補助事業者は、補助事業が完了した場合（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の廃止の場合にあっては、廃止の承認を受けた日）から起算して1ヶ月を経過した日又は当該補助事業完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに防災集団移転促進事業実績報告書（別記第8号様式）を副本1通を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めたときは、報告の期日を補助事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月末日まで繰り下げることがある。

2 補助事業者は、補助事業が翌年度にわたる場合は、当該補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに防災集団移転促進事業実績報告書（別記第8号様式）を副本1通を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13 国土交通大臣は、第12の防災集団移転促進事業実績報告書の提出を受けた場合には、速やかに、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは補助事業に要した経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）と補助金の交付決定額とを比較していずれか低い額をもって補助金の額を確定し、防災集団移転促進事業費補助金確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14 国土交通大臣は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、補助事業者の資金事情その他の状況を考慮し、特に必要と認められる場合には、補助金の額の確定前であっても、補助事業の実績に応じ、概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の概算交付を受けようとする補助事業者

は、所定の期日までに、防災集団移転促進事業費補助金概算交付申請書（別記第10号様式）を副本1通を添えて国土交通大臣に提出するとともに、防災集団移転促進事業費補助金概算払請求書（別記第11号様式）を副本1通を添えて国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第15 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物、機械及び重要な器具（その取得価格又は効用の増加額が、単価500,000円未満のものを除く。）並びに国土交通大臣が特に必要と認めて別に定めるものについては、国土交通大臣の承認を受けなければ、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（帳簿等の整備）

第16 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

（書類の提出方法）

第17 この要綱の規定により国土交通大臣が補助事業者に対して行う通知及び補助事業者が国土交通大臣に対して行う申請又は報告等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

（国土交通大臣の監督）

第18 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付目的を達成するために必要な限度において、補助事業者に対し、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（補 則）

第19 この要綱の第4から第18までに規定するもののほか、補助金の適正かつ効果的な運用を図るために必要な事項その他補助金の交付及び執行に関し必要な事項は、国土交通大臣が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年度分の補助金から適用する。

附 則

この一部改正は、昭和49年度分の補助金から適用する。

附 則

この一部改正は、昭和50年度分の補助金から適用する。ただし、昭和49年度から実施している集団移転促進事業に対する別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和51年度以後に開始される補助事業について適用し、昭和50年度以前に開始された補助事業については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和52年度以後に開始される補助事業について適用し、昭和51年度以前に開始された補助事業については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和53年度分の補助金から適用する。ただし、昭和52年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和54年度分の補助金から適用する。ただし、昭和53年度以前に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和57年度分の補助金から適用する。ただし、昭和56年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和58年度分の補助金から適用する。ただし、昭和57年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和59年度分の補助金から適用する。ただし、昭和58年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成17年度分の補助金から適用する。